

# 令和6年度(第26回)地籍主任調査員検定試験の試験問題の範囲及び科目別配点

## 1 試験問題の範囲

研修テキストを令和6年(2024年)4月1日現在における地籍調査事業に関係する以下の法律・政令・省令・通知に基づき作成していますので、この範囲から出題されます。

- ① 国土調査法(昭和26年法律第180号、最終改正:令和4年法律第68号)
- ② 国土調査法施行令(昭和27年政令第59号、最終改正:令和2年6月12日政令第183号)
- ③ 国土調査促進特別措置法(昭和37年法律第143号、最終改正:令和2年3月31日法律第12号)
- ④ 国土調査促進特別措置法施行令(昭和45年政令第261号、最終改正:昭和53年7月11日政令第286号)
- ⑤ 国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定)
- ⑥ 国土調査法による不動産登記に関する政令(昭和32年政令第130号、最終改正:令和2年政令第183号)
- ⑦ 国土調査法施行規則(平成22年国土交通省令第50号、最終改正:令和2年9月29日国土交通省令第79号)
- ⑧ 地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号、最終改正:令和2年国土交通省令第79号)
- ⑨ 効率的手法導入推進基本調査作業規程準則(平成2年総理府令第42号)(最終改正:令和2年国土交通省令第79号)
- ⑩ 不動産登記法(平成16年法律第123号、最終改正:令和3年法律第24号、令和5年法律第63号)
- ⑪ 不動産登記令(平成16年政令第379号、最終改正:令和5年10月4日政令第297号)
- ⑫ 不動産登記規則(平成17年法務省令第18号、最終改正:令和6年3月1日法務省令第7号)
- ⑬ 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和3年法律第25号)
- ⑭ 民法(明治29年法律第89号、最終改正:令和5年法律第53号一部未施行)
- ⑮ 地籍調査作業規程準則運用基準(平成14年国土国第590号、最終改正:令和5年国不籍第136号)
  - ・土地基本法等の一部を改正する法律等の施行に伴う地籍調査に関する事務の取扱い等について(令和2年4月1日付け国土籍第1号)
  - ・土地基本法等の一部を改正する法律等の施行に伴う地籍調査に関する事務の取扱い等について(令和2年6月15日付け国土籍第164号)
  - ・地籍調査における固定資産税の課税のために利用する目的で保有する所有者等関係情報の内部利用等について(令和2年6月15日付け国土籍第165号)
  - ・地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令(令和2年6月改正分)の施行に当たっての留意事項について(令和2年7月1日付け国不籍第2号)
  - ・土地基本法等の一部を改正する法律等の施行に伴う地籍調査に関する事務の取扱い等について(令和2年9月29日付け国不籍第196号)
  - ・都市再生地籍調査事業実施要領(平成14年国土国第638号、最終改正:平成25年国土籍第726号)
  - ・国土調査事業事務取扱要領(昭和47年経企土第28号、最終改正:令和4年国国計管第123号・国不籍第699号)
  - ・地籍調査票作成要領(令和3年3月31日国不籍第579号課長通知)
- ⑯ 街区境界調査の手引
  - (令和6年3月19日付け国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課企画専門官事務連絡)
  - ・航測法を用いた地籍調査の手引(令和4年4月19日付け国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課企画専門官事務連絡)
  - ・航測法を用いた地籍調査のポイント(令和4年4月19日付け国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課企画専門官事務連絡)
  - ・国土調査法第10条2項制度活用事例集(令和4年2月)
  - ・国土交通大臣宛ての国土調査法第19条第5項の認証の申請の手続について(令和2年7月13日付け国不籍第57号)
  - ・地籍調査の実施主体に対する登記官の助言等について(令和4年3月23日付け国不籍第692号)
  - ・準則第8条承認マニュアル
- ⑰ 土地基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて(街区境界調査成果及び地方公共団体による筆界特定申請関係)(令和2年9月25日法務省民二第745号通達)
  - ・民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて(相続登記等の申請義務化関係)(令和5年9月12日付け法務省民二第927号通達)
  - ・民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて(相続人申告登記関係)(令和6年3月15日付け法務省民二第535号通達)
  - ・民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて(所有権の登記の登記事項の追加関係)(令和6年3月22日付け法務省民二第551号通達)
  - ・不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて(ローマ字氏名併記関係)(令和6年3月22日付け法務省民二第552号通達)
  - ・不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて(旧氏併記関係)(令和6年3月27日付け法務省民二第553号通達)

## 2 科目別配点

試験科目名	満点数(単位:点)
国土調査法	20
不動産登記法 関連する民法	20
一筆地調査	30
地籍測量	30
合計	100